

- 防火管理者・消防計画・消防訓練
- 防火対象物使用開始
- ・火を使用する設備
- ●電気設備
- 少量危険物
- 指定可燃物
- ・露店等の開設
- 圧縮アセチレン等

# 防火管理に関する書類

※届出は2部作成し提出してください。

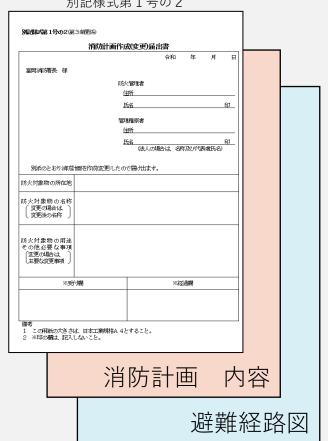
## 防火管理者選任届出書

別記様式第1号の2の2

防火管理者選任(解任)届出書													
udo	meth stee		***						3	形成	年	月	H
⊞	門/肖	落長	様			扁也:	40						
							所						
						-	名						EU
								人の場合	は、名称	級び代表	者氏名)		
	TĒP/	カレお	の防火管	理者を選	( <del>+</del> (i	曜色したの	で届け出	ます.					
	. #4		在地		7		- range / billion						
В	¢	名用	称			T.A.	別表第1		項	電話(	)		
1	ė	種	別	甲租	• 7		かるます 管理権原	Τ.	MH.	単一権	入員 東・複数	権原	
4% 48			Ø	分		名	称		用	途		ПX	員人名
*			の法施行 有するも	冷第2条  の	*								
				行令第3									
				用するも							年	月	日生
	122	住			所								
	選	選	任 年		日佐		年	月		Ħ			
方と	任	100	護習	講習機					17				
ŝ		資格		位 (本)		甲種衡規語 1 項單	出(	()・乙種	修り	年月日		年	月日)
里			その他	規順	2条		-						)
	解	氏名	3 ・ 生	年月	旦所						年	月	日生
	任	解	任年		日		年	月		Ħ			
20	(fital)	解更加	∰ इ.ह.	理	由								
その他必要な事項   *** 受付 欄 *** 経 過 欄													
*	- mis-			砂み4とする	- 1.								
ŧa.	印の制に にあって	t、開助法 仕管療権	施行会第2条 同に属する部	を適用するも IOごとに配入	oにま するこ	っては同一 <del>意思</del> が と。							
- 39	的恐怕	<b>日本第3点</b>	第2項を選用	すするものにあ	ってに	けけ未物にあっ まその他と実な事	Cはその他必要 男の際に管理的	九事祭の課 1及び監督的	に工事が 改造面に	ETした際のE あるぎのいず	を大計算額で れるが防火	7.規度を配 管理上と手	入すること。 東ル奈理を直
4 研究機能が会から乗ります。実施を用するものにあってはその他と来り事項の間に管理的なの監督的な場合にある者のかずれもが防火管理上と来り開発を選択に設けすることができない場合を配えずること。 3 所用の関係は、配えないこと。													

### 消防計画作成届出書

別記様式第1号の2

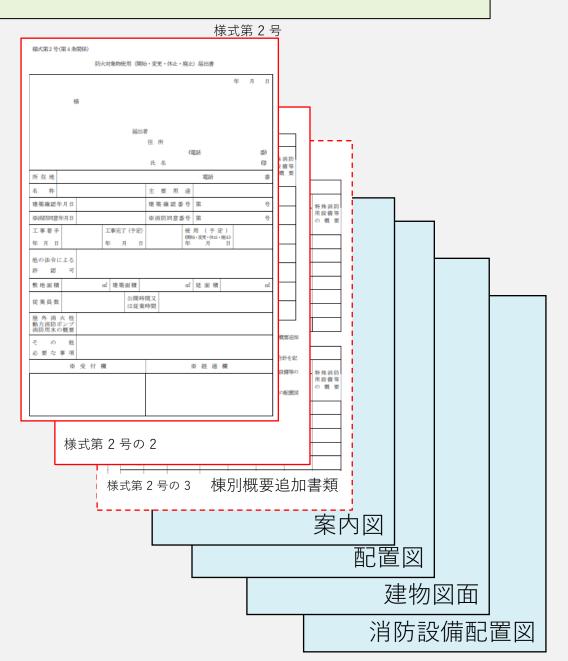


## 消防訓練計画通知書

富岡海洋署長	1140410	練計画通知書	令和 年 月	Ħ
		防火管理者 職・氏 名		
<b>浦东法施</b> 行規	制第3条第11項の規定		施を通知します。	
訓練日時	令和 年 月	日 時	分~ 時	分
事業所名		用途		
所 在 地			TEL	
参加人員	名 担当	諸 (職・氏名)		
消防職員派遣 の 要 否	要・否 要の	ときは、事前に消防署	と打合せをすること。)	
訓練種別	1 総合訓練 2	2 音吟訓練 3	基礎順東	
;	※ 受 付 棚		※ 経過欄	
2 「総合訓 「部分訓 「基礎」	段に実施概要が記載しきれ 順乗」・・・部分制線車を一通 順乗」・・・通常原順乗、海外 順東」・・・自衛が部が活動の つけさせる順乗を 敵は記入しないこと。	動の活動として組み合: に訓練又は避難艦條乗等 基礎となる規律、個人	わせて行う訓練をいう。 D訓練を個々に行う訓練	
FAX にて通	2回以上実施し、その際に 即する場合は、FAXにて過 時帯方客性業分署子が係	厳ロする旨を下記まで	<b>漸谷すること。</b>	
<告性> < 富	#1 P/ CHE/ J/G 1 P/JOK		2110	
⟨拙忧⟩ 富				

## 防火対象物使用開始届出書

変更・休止・廃止を含む



- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたは確認申請書の写しを添付する。
- ② 赤破線の書類は、2棟以上の場合のみ添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- ④ 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ⑤ 届出先 浪江町·双葉町·葛尾村の場合

浪江消防署予防係 (0240-23-6022)

大熊町・富岡町・楢葉町・広野町・川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

⑥ 提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

## 火を使用する設置届出書

様式第 3 号 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 ヒートポンプ冷暖房機 火花を生ずる設備・放電加工機 年 月 日 氏 名 印 火 所 在 地 主要用途 m<sup>d</sup> 消防用設備等又は 特殊消防用設備等 設備の種類 着工(予定)年月日 竣工(予定)年月日 種類 使 用 量 取扱責任者の職氏名 氏 名 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 陪層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。 設備の種類欄には、鉄鋼容解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。 ※印の欄は、記入しないこと。 当該設備の設計図書を添付すること 案内図 配置図 (消火器位置の明記) 設備仕様書 設備図面 消火器仕様書

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機

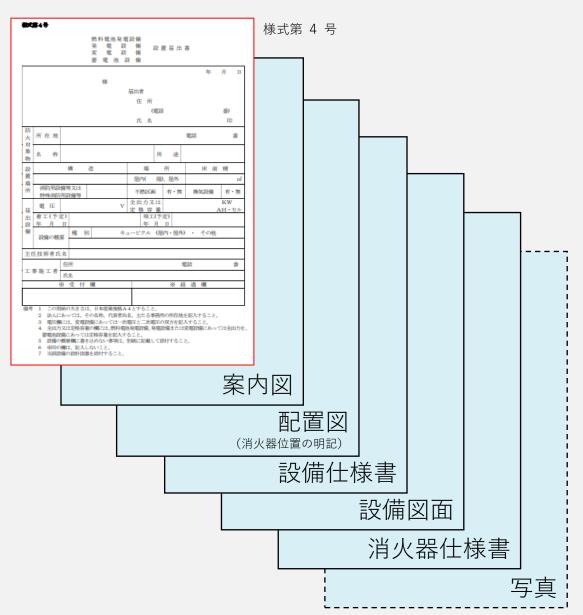
- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたはメーカー等から入手し添付する。
- ②黒破線の書類は、必要と指示があった場合添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- (4) 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ┆⑤ 届出先 ┆ 浪江町・双葉町・葛尾村の場合

浪江消防署予防係 (0240-23-6022)

大熊町・富岡町・楢葉町・広野町・川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

┆⑥ 提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

## 燃料電池発電・発電・変電・蓄電池設備 設置届出書



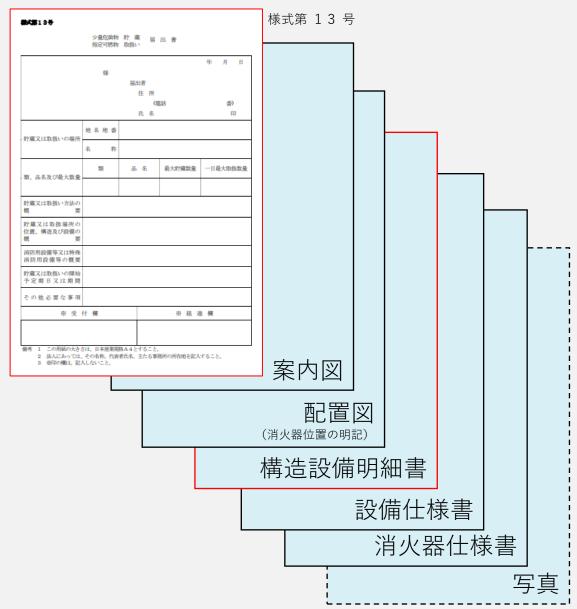
- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたはメーカー等から入手し添付する。
- ②黒破線の書類は、必要と指示があった場合添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- ④ 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ⑤ 届出先 浪江町·双葉町·葛尾村の場合

浪江消防署予防係 (0240-23-6022)

大熊町・富岡町・楢葉町・広野町・川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

⑥ 提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

## 少量危険物貯蔵取扱い届出書



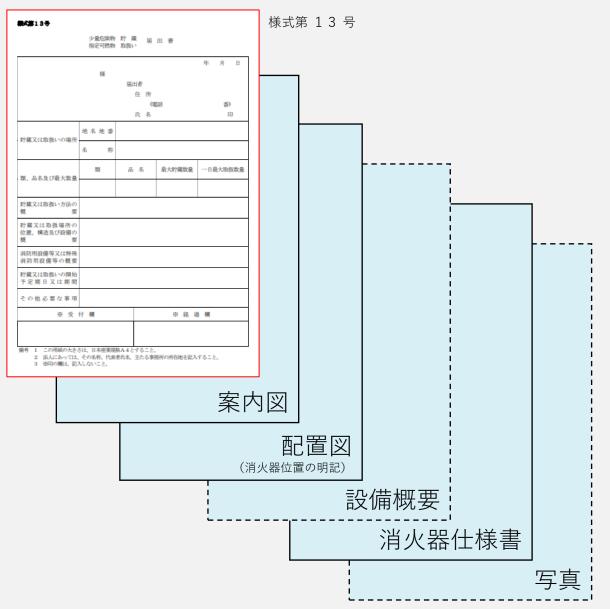
- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたはメーカー等から入手し添付する。
- ②黒破線の書類は、必要と指示があった場合添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- ④ 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ⑤ 届出先 浪江町·双葉町·葛尾村の場合

浪江消防署予防係 (0240-23-6022)

大熊町・富岡町・楢葉町・広野町・川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

⑥提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

## 指定可燃物貯蔵取扱い届出書



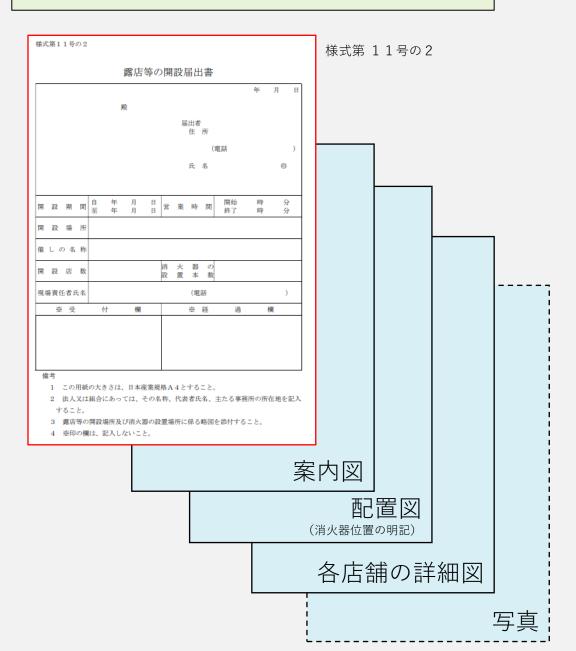
- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたはメーカー等から入手し添付する。
- ②黒破線の書類は、必要と指示があった場合添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- ④ 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ⑤ 届出先 浪江町·双葉町·葛尾村の場合

浪江消防署予防係 (0240-23-6022)

大熊町・富岡町・楢葉町・広野町・川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

⑥提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

## 露店等の開設届出書



- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたはメーカー等から入手し添付する。
- ②黒破線の書類は、必要と指示があった場合添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- ④ 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ⑤ 届出先浪江町・双葉町・葛尾村の場合浪江消防署予防係(0240-23-6022)

大熊町·富岡町·楢葉町·広野町·川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

⑥ 提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

## 圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

**株式第1** (第1条の5関係) 様式第 1 号 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書 事業所の所在地 所在地 及び名称 貯蔵し、又は取り 貯蔵し、又は取 最大貯蔵数量 扱う倉庫、施設等 の構造等の概要 対 象 物 質 物質に対する気 理剤の種類及び ※ 受付欄 ※経過欄 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。 における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること 案内図 配置図 (消火器位置の明記) 設備仕様書 設備図面 消火器仕様書 圧縮アセチレンガス 無水硫酸 液化石油ガス 生石灰 毒物 劇物

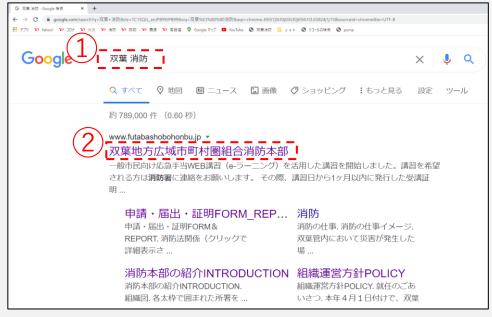
- ① 赤線枠の書類は、ホームページに様式があります。 それ以外は、作成するまたはメーカー等から入手し添付する。
- ②黒破線の書類は、必要と指示があった場合添付する。
- ③ 様式の必要項目を記入して下さい。
- ④ 届出2部(正本が消防控え、副本が届出者控え)
- ⑤ 届出先 浪江町·双葉町·葛尾村の場合

浪江消防署予防係 (0240-23-6022)

大熊町・富岡町・楢葉町・広野町・川内村の場合 富岡消防署予防係 (0240-23-7536)

⑥提出に来署する際は、事前に予防係まで連絡して下さい。

# HPの様式の位置 (消防法関係)

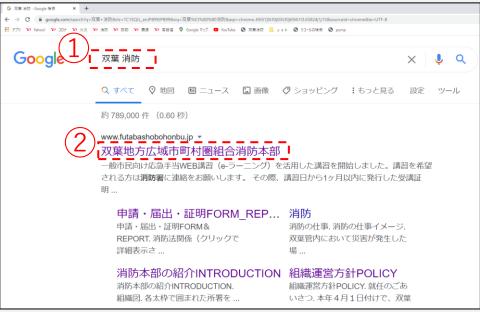








# HPの様式の位置 (火災予防条例関係)





### 申請・届出・証明 FORM&REPORT

### 消防法関係(クリックで詳細表示されます)

### 条例関係(クリックで詳細表示されます)

믁	名称	見る	保存	提出部数
1	受煙、裸火使用、危険物品持込み承認申請書	PDF	Wd	1部
1-2	火災予防上必要な業務に関する計画提出書	PDF	Wd	2部
2	防火対象物使用(開始・変更・休止・廃止)届出書	PDF	Wd	2部
	防火対条物模別概要追加書類	PDF	Wd	2部
3	炉・厨房設備、温風暖房機、ボイラー等設置届出書	PDF	Wd	2部
	燃料能地発電設備・発電設備・蓄電設備 設置届出書	PDF	Wd	2部
	ネオン管灯設備設置届出書	PDF	Wd	2部
	水素ガスを充てんする気味の設置届	PDF	Wd	2部
7	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書	PDF	Wd	2部
	煙火打ち上げ・仕掛け届出書	PDF	Wd	2部
	<b>催物開催屆出書</b>	PDF	Wd	2部
	水道 断·減 水届出書	PDF	Wd	2部
	道路工丰届出書	PDF	Wd	2部
11-2	際店等の開設届出書	PDF	Wd	2部
12	指定洞道等届出書(新規・変更)	PDF	Wd	2部
13	少量危険物、指定可燃物、貯蔵・取扱い届出書	PDF	Wd	2部
	少量危険物、指定可燃物、簡易タンク貯蔵所構造設備明細書	PDF	Wd	2部
•	少量允険物、指定可燃物、屋内貯蔵所構造設備明細書	PDF	Wd	2部
13-4	少量允険物、指定可燃物、屋外・屋内タンク貯蔵所構造設備明細書	PDF	Wd	2部
13-5	少量危険物、指定可燃物、貯蔵・取扱い地下タンク構造設備明細書	PDF	Wd	2部
13-6	少量危険物、指定可燃物、屋外貯蔵所構造設備明細書	PDF	Wd	2部
13-7	少量危険物、指定可燃物、移動タンク貯蔵所構造設備明経書	PDF	Wd	2部
14	少量危険物、指定可燃物、貯蔵・取扱い廃止届出書	PDF	Wd	2部
15	少量危険物、可燃性液体類等、タンク検査申請書	PDF	Wd	2部



提出部